

こんなとき、国民年金の届け出を忘れずに！

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、国民年金に加入することが義務づけられています。加入期間は月単位で計算され、年金を受けるときに重要な役割を果たします。届け出を忘れて、未納期間をつくらぬようご注意ください。  
種別が変更になるなど、次のような場合は届け出が必要になります。

■ 自営業・学生など（第1号被保険者）

こんなとき	どうする	届け出先	変更後の被保険者別
会社員・公務員になった	厚生年金への加入手続きをする	勤務先	第2号被保険者
会社員・公務員と結婚し、扶養されるようになった	第3号被保険者への種別変更の手続きをする	配偶者の勤務先	第3号被保険者

■ 会社員・公務員（第2号被保険者）

こんなとき	どうする	届け出先	変更後の被保険者別
退職した	国民年金への加入手続きをする（被扶養配偶者も同様）	市町村	第1号被保険者
会社員・公務員と結婚し、扶養（専業主婦（夫））されるようになった	第3号被保険者への加入手続きをする	配偶者の勤務先	第3号被保険者

■ 会社員・公務員に扶養されている配偶者（第3号被保険者）

こんなとき	どうする	届け出先	変更後の被保険者別
年収が130万円以上になった	第1号被保険者への種別変更手続きをする	市町村	第1号被保険者
配偶者が退職して自営業など（第1号被保険者）になった			
配偶者が65歳になった	厚生年金への加入手続きをする	勤務先	第2号被保険者
会社員・公務員になった			

■ 20歳になったとき

こんなとき	どうする	届け出先	変更後の被保険者別
自営業・学生など	加入手続きは不要です		第1号被保険者
会社員・公務員	すでに第2号被保険者の場合は手続きは不要です		第2号被保険者
会社員・公務員と結婚していて扶養されている	第3号被保険者となる手続きをする	配偶者の勤務先	第3号被保険者

住民登録は正しく行われていますか？



問合せ先

役場住民課戸籍年金係  
☎574・2213

農地の賃貸料情報をお知らせします

問合せ先

農業委員会事務局  
☎574・2218

住民票（住民基本台帳）には、氏名、生年月日、性別、住所などが記録され、選挙権の行使、就学、国民健康保険や国民年金の給付など、様々な行政サービスの基礎となっています。

住所や世帯に変更があったときは、必ず住民異動届を提出してください。

届出の際には、本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）の提示をお願いします。

マイナンバーカード・住民基本台帳カードをお持ちの方で住民異動届（転入、転出、転居）の手続きをされる場合は、必ずこれらのカードをご持参ください。

届出の種類	届出期間	届出人	届出に必要なもの <●必須 ○お持ちの方および該当する方>								
			届出人の本人確認書類	転出証明書	マイナンバーカード	印鑑登録済証明書	国民健康保険証（資格確認書）	後期高齢者保険証（資格確認書）	介護保険証	身体障害者手帳	福祉医療費受給者証※2
転入届 豊頃町に引っ越してきたとき	転入した日から14日以内	本人または世帯主 (同一世帯員可)	●	○※1	○※1					○	○※3
転出届 ほかの市区町村に引っ越すとき	あらかじめ (転出後14日以内を含む)		●		○	○	○	○	○	○	
転居届 豊頃町内で引っ越したとき	転居した日から14日以内		●		○	○	○	○	○	○	
世帯変更届 世帯主が変わったとき	変更のあった日から 14日以内		●				○				

※1 前住所地の市区町村であらかじめ転出手続きをしてください  
※2 重度心身障害者・ひとり親家庭等および乳幼児等医療費受給者証  
※3 福祉医療費受給申請者

農地の賃借料情報につきまして、令和7年1月から令和7年12月までの1年間の状況をお知らせします。

農地の賃借料情報

(令和7年1月～令和7年12月) 【10a当たり】

地域名	平均額	最高額	最低額	件数
豊頃町全域	4,700円	8,000円	1,000円	72件

※額は算出結果を四捨五入し100円単位としています。

(参考)

(1) 過去3年間の平均賃借料(令和4年～令和6年) 【10a当たり】

地域名	平均額	最高額	最低額	件数
豊頃町全域	5,100円	10,100円	1,000円	84.7件

※額は算出結果を四捨五入し100円単位としています。

(2) 改正前の農地法における標準小作料額(町内一円) 【10a当たり】

上	8,000円	中	5,000円	下	2,000円
---	--------	---	--------	---	--------

農地に関する各種申請等は毎月10日までに

農業委員会総会は、毎月月末に開催していますので、農地の売買、賃貸、転用や現況証明の申請等は、毎月10日までに提出してください。

なお、総会は公開となっております。総会議事録はホームページや農業委員会事務局で閲覧できます。

問合せ先

帯広年金事務所(帯広市西1条南1丁目)  
☎0155・25・8113  
役場住民課戸籍年金係 ☎574・2213